

解禁指定:令和3年1月18日 10:00

令和3年1月12日

くもず がわ

雲出川の所有者不明船を強制撤去します

～ 簡易代執行 ～

雲出川左岸3.2k付近(津市雲出島貫町地先)において、令和3年1月18日(月)10時より、河川法第75条第3項に基づき所有者不明の船舶4隻を強制撤去(簡易代執行)いたします。

○雲出川では船舶の不法係留状態が長く続いており、これまで看板の設置等により船舶を撤去するよう指導を続けてきましたが、未だに是正されない状況にあります。そのため、所有者不明の船舶に対して、令和2年12月11日に河川法第75条第3項の監督処分(簡易代執行)を行う旨の公告を行いました。今般、令和3年1月11日の除却期限を経過しても撤去されない船舶を強制的に撤去いたしますので、うち1隻について撤去作業を公開します。

○所有者の判明している船舶については、今後の状況に応じて河川法第77条第1項に基づく指示書を交付する等、自主的に撤去する方向で指導していきます。

1. 公開の日時等:

- ①実施日時 令和3年1月18日(月)10時00分 (天候等により延期になる場合があります)
- ②実施場所 津市島貫町地先(別添:位置図 参照)
- ③対象物件 所有者不明船 1隻

2. 作業状況: 作業終了後、三重河川国道事務所のホームページに当日の作業状況についての報告を掲載いたします。

アドレス: <https://www.cbr.mlitt.go.jp/mie/index.html>

- ### 3. 報道取材:
- 現地取材は、安全管理上、作業区域への立ち入りを制限させていただきますので、当日の取材、撮影場所については、職員の誘導に従っていただきますようご協力をお願いいたします。(現場は足場が荒れていますので、長靴等を推奨します。)
 - 当日の実施延期等変更の場合がありますので、現地取材を希望される場合は、別紙「取材登録書」を、1/15(金)までに下記取材申込先までFAXで送信してください。
 - 取材の際は、最寄りの職員へお声がけて下さい。また、取材中は所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いいたします。
 - 作業を安全かつ速やかに進める必要があるため、広報担当職員以外の職員や請負業者作業員への取材はご遠慮ください。

4. 配布先: 三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、津市政記者クラブ、松阪記者クラブ

5. 問い合わせ先: 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

取材申込先: 河川占用調整課長 大石 彩乃(おおいし あやの)

保全対策官 藤澤 彰(ふじさわ あきら)

〒514-8502 三重県津市広明町 297

TEL: 059-229-2218(河川占用調整課)

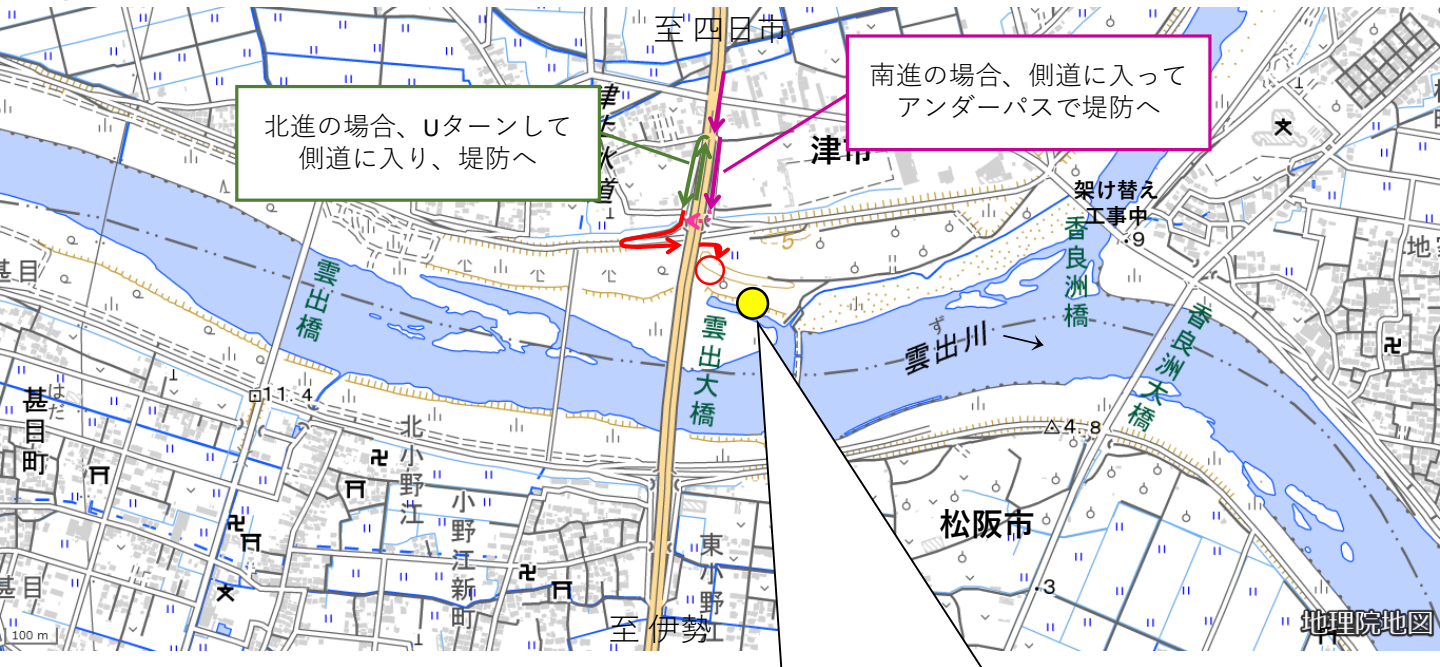
FAX: 059-229-2231

メール: cbr-ir-mika5@mlitt.go.jp

三重県



○：駐車スペース有り



取 材 登 録 書

所属社名	
氏 名	
連絡先【TEL】	

送付先 三重河川国道事務所 河川占用調整課

FAX:059-229-2231

1月15日(金)12:00までにお願ひします